

代々木警察署速度取締指針

速度取締指針とは

警視庁速度管理指針の考え方にに基づき、重大交通事故を抑止することを目的として、重点的に各種警察活動（速度取締りや警戒活動等）を実施する路線等を警察署単位で明らかにするものです。

警視庁重点路線等における警察活動

警視庁指定重点路線・警察署指定重点路線では、交通事故実態等を踏まえ、重点時間帯における速度取締りを中心とした各種警察活動を実施いたします。

- 速度取締り
- パトカーや白バイ等による赤色灯点灯走行等の警戒活動
- その他交通事故に直結する交通違反の取締り 等

代々木警察署管内の重点路線

No	路線名	種別	規制速度(時速)	区	間	重点時間帯
1	国道20号	☆	60km	渋谷区笹塚2-27先	初台交差点	7-12
2	山手通り	☆	60km	東大塚交差点	渋谷区本町3-32先	18-22
3	方南通り	☆	40km	渋谷区本町4-22先交差点	渋谷区本町3-9先	18-22
4	井の頭通り	☆	50km	大山交差点	代々木公園交番前交差点	7-12
5	中野通り	☆	40km	渋谷区幡ヶ谷3-81先	大山交差点	7-12
6	放射23号	☆	50km	代々木公園交番前交差点	渋谷区代々木神園町1先交差点	7-12
7	補助53号	○	50km	西参道口交差点	代々木公園交番前交差点	7-12

- ※ 種別：☆は警視庁重点路線、○は警察署重点路線
- ※ 種別欄☆の路線の指定理由については、警視庁速度管理指針をご参照ください。
- ※ 実際の道路標識等で定められた規制速度を確認し走行してください。
- ※ 重点路線の区間欄については、同路線の警察署境界付近の交差点通称名や付近住所番地で示していますので、厳密な警察署の管轄境界とは異なる場合があります。

署指定の重点路線と指定理由

No	路線名(○)	指定理由
7	補助53号	警視庁重点路線(国道20号、放射23号、井の頭通り)と交差しており、当署管内における交通事故が警視庁重点路線に次いで多く発生しているため。

代々木警察署管内におけるゾーン30・小学校周辺地区

ゾーン30

幹線道路等によって区画された生活道路が集積する市街地内の地域において、最高速度30キロ毎時の区域規制や路側帯の設置・拡幅等を始めとする交通安全対策を実施する区域です。

小学校周辺地区

小学校（公立・私立等）の周辺区域を表記しております。朝・夕の登下校時間帯に小学校付近を通行するドライバーの皆様は速度を抑制し、安全運転を徹底してください。

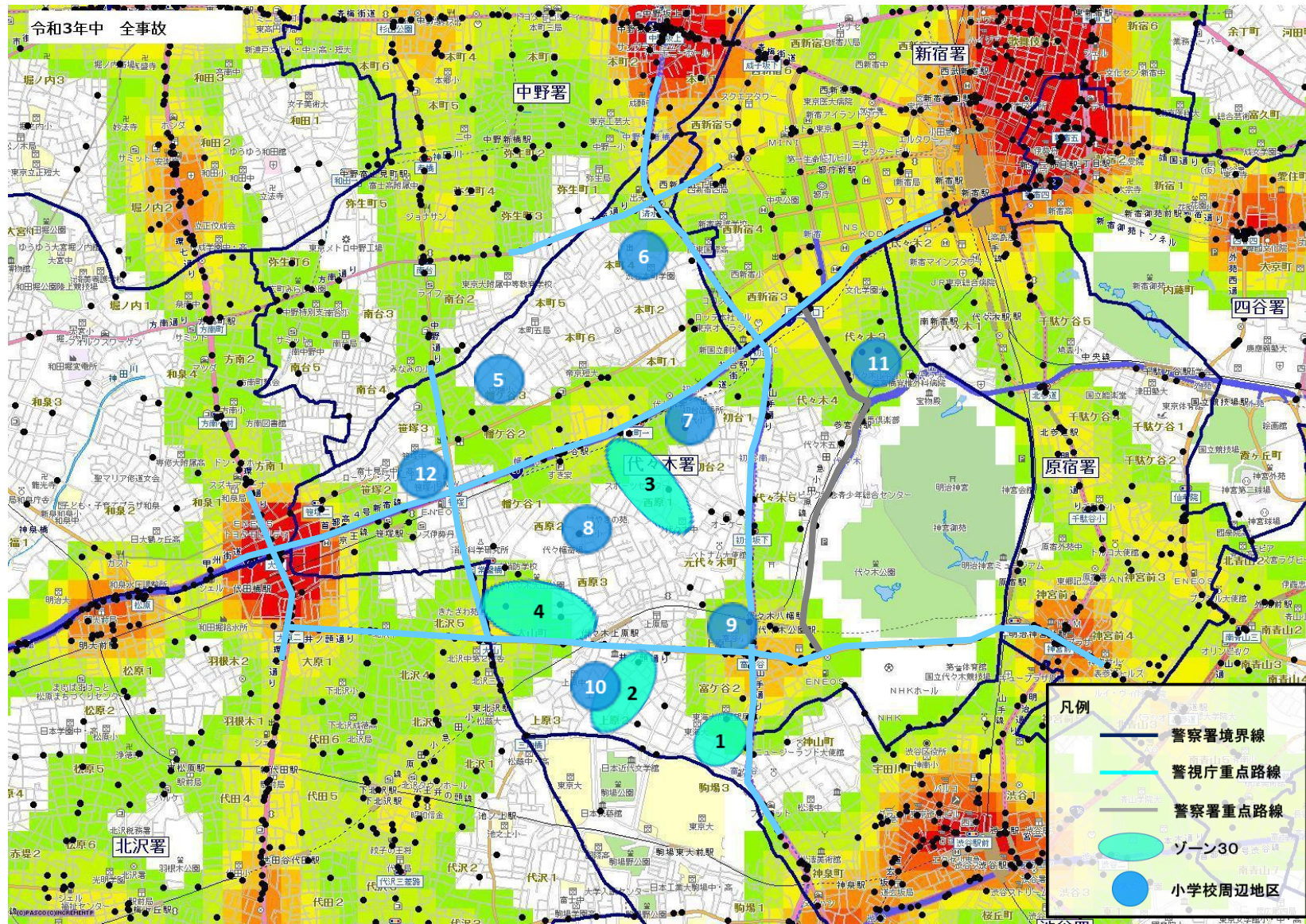
No	対象	地区
1	ゾーン30	渋谷区富ヶ谷2丁目周辺
2	ゾーン30	渋谷区上原2丁目周辺
3	ゾーン30	渋谷区西原1丁目周辺
4	ゾーン30	渋谷区大山町周辺
5	渋谷区立中幡小学校	渋谷区幡ヶ谷3丁目周辺
6	渋谷区立渋谷本町学園	渋谷区本町4丁目周辺
7	渋谷区立幡代小学校	渋谷区初台1丁目周辺
8	渋谷区立西原小学校	渋谷区西原2丁目周辺
9	渋谷区立富谷小学校	渋谷区上原1丁目周辺
10	渋谷区立上原小学校	渋谷区上原3丁目周辺
11	渋谷区立代々木山谷小学校	渋谷区代々木3丁目周辺
12	渋谷区立笹塚小学校	渋谷区笹塚2丁目周辺

ランダムな速度取締りの実施

指定した路線・時間帯以外においても、ランダムな速度取締り等を実施いたします。

重大交通事故を防止するため、表記された路線・時間帯以外でも常に安全運転を心掛け、速度を抑えて走行してください。

代々木警察署管内の速度取締り重点路線



※地図内の表示されている色については全事故の発生密度 (件/km²)

15~ 120~